

上越市ガス水道事業管理者交際費の支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号。以下「条例」という。）第18条の規定による市政運営に関する情報の提供として実施するガス水道事業管理者交際費の支出状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 公表する情報は、ガス水道事業管理者交際費に係る支出伝票に記載された情報のうち次に掲げる情報とする。

- (1) 支出年月日
- (2) 分類
- (3) 支出先（支出先が個人である場合の職及び氏名の情報にあつては、条例第6条第2号エに規定するものに限る。）
- (4) 内容
- (5) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、個人情報保護に必要と認められるときは、同項各号に掲げる情報の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期及び方法)

第3条 ガス水道事業管理者交際費の支出状況の公表（以下「公表」という。）は、毎月15日以後に前月に支出されたガス水道事業管理者交際費について行う。

2 公表は、ガス水道局のホームページへの掲載及び市役所の市政情報コーナーにおける閲覧により行う。

(事務の処理)

第4条 公表に係る事務は、総務課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。